

## 国からの補助を活用して経営改善！ 経営改善計画策定支援事業のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

### 目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 早期経営改善計画策定支援の詳細	3
■ 4. 経営改善計画策定支援の詳細	3
■ 5. 申請～支援までのステップとポイント	5
■ 6. 最後に	6

## 国からの補助を活用して経営改善！ 経営改善計画策定支援事業のご紹介

### ■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT補助・コロナ支援など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

## 補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらずさまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには審査で採択される必要があります
4. 補助金は事業実施後の交付となります
5. 補助金は返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

## ■ 2. 制度の概要

経営改善計画策定支援事業とは、自ら経営改善計画等を策定することが難しい中小企業・小規模事業者が、経営改善計画の策定支援を国が認定する専門家「経営革新等支援機関」に依頼する場合、経営改善計画策定支援に必要なとなる費用の一部を国が補助する制度です。

経営改善計画策定支援事業には、「早期経営改善計画策定支援（通称：ポストコロナ持続的発展計画事業）」と「経営改善計画策定支援（通称：405 事業）」の2つがあります。

	早期経営改善計画策定支援 (通称:ポストコロナ持続的発展計画事業)	経営改善計画策定支援 (通称:405 事業)
概要	金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営の改善を支援するもの。 計画策定支援や伴走支援を通して、金融機関等との関係を構築し、自己の経営を見直す契機とすることによって、早期の経営改善の取組を促進する。	金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させながら、経営の改善を支援するもの。 「通常枠」と「中小版GL枠」の2つがある。 <b>通常枠</b> 金融支援を伴う本格的な経営改善が目的 <b>中小版 GL 枠</b> 金融支援を伴う本格的な事業再生または廃業が目的
こんな方におすすめ	<input type="checkbox"/> このところ資金繰りが不安定になっている <input type="checkbox"/> 原因が分からないが売上が減少している <input type="checkbox"/> 自社の経営状況を客観的に把握したい <input type="checkbox"/> 専門家から経営に関するアドバイスがほしい <input type="checkbox"/> 経営改善の取組をフォローアップしてほしい など	<input type="checkbox"/> 必要な売上げや利益を確保できる経営管理をしたい <input type="checkbox"/> 人件費以外でコスト削減を図りたい <input type="checkbox"/> 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい <input type="checkbox"/> 業況悪化の根本的な原因を把握したい <input type="checkbox"/> 経営改善の取組を継続的にフォローアップしてほしい など

経営改善計画策定の支援を依頼する経営革新等支援機関は、中小企業庁の「認定経営革新等支援機関検索システム」で検索できます。

➤認定経営革新等支援機関検索システム

[https://www.ninteishien.go.jp/NSK\\_CertificationArea](https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea)

### ■ 3. 早期経営改善計画策定支援の詳細

早期経営改善計画策定支援は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、資金繰り計画や月次試算表等の資料を適時・適切に正確な内容で金融機関等に情報開示・説明するとともに、基本的な内容の経営改善計画を策定することで、事業者自身で計画策定や管理のPDCAサイクルを構築できるようになることを目的としています。

#### <対象者>

資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の経営改善の取組を必要とする者であって、認定経営革新等支援機関たる専門家の支援を受けることにより、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図（ふかんず）、アクションプランなどの経営改善計画を早期に策定し、金融機関（メイン行または準メイン行）へ提出するとともに伴走支援を受けながら改善実行することで、今後の自己の経営について見直す意思を有する中小企業・小規模事業者

#### <補助内容>

計画策定支援費用及びその後の伴走支援費用の3分の2（上限額25万円）を中小企業活性化協議会（以下、「協議会」という。）が支払うことにより支援されます。なお、費用ごとに上限額があります。

- ・計画策定支援費用：上限額15万円
- ・伴走支援費用（期中）：上限額5万円（事業者の希望に応じて実施）
- ・伴走支援費用（決算期）：上限額5万円

このほかに、会社と経営者の資産の区分など経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等（認定経営革新等支援機関に限る）を活用するときは、金融機関交渉費用として3分の2（上限額10万円）が加算されます。

### ■ 4. 経営改善計画策定支援の詳細

経営改善計画策定支援は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、現状分析を踏まえた実現可能性の高い経営改善計画を策定することで、事業者自身で計画策定や管理のPDCAサイクルを構築できるようになることを目的としています。

金融支援を伴う本格的な経営改善を目的とする「通常枠」と、金融支援を伴う本格的な事業再生または廃業を目的とする「中小版GL枠」の2つがあり、対象者や補助内容が異なります。

#### 【通常枠】

#### <対象者>

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者

#### <補助内容>

計画策定費用及びその後の伴走支援費用の3分の2（上限額300万円）を協議会が支払うことにより支援されます。なお、費用ごとに上限額があります。

- ・DD（※）・計画策定支援費用：上限額200万円
- ・伴走支援費用（モニタリング費用）：上限額100万円

このほかに、会社と経営者の資産の区分など経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等（認定経営革新等支援機関に限る）を活用するときは、金融機関交渉費用として3分の2（上限額10万円）が加算されます。

※「DD」とは、デュー・デリジェンス（Due Diligence）の略で、経営・財務及び事業の状況に関する調査分析のことをいいます。

### 【中小版 GL 枠】

#### <対象者>

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン<第三部>中小企業の事業再生等のための私的整理手続」に基づき計画策定を行う中小企業・小規模事業者

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン<第三部>中小企業の事業再生等のための私的整理手続」については、一般社団法人全国銀行協会 Web サイトで確認できます。

➤中小企業事業再生等ガイドライン（一般社団法人全国銀行協会）

<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/sme-guideline/>

#### <補助内容>

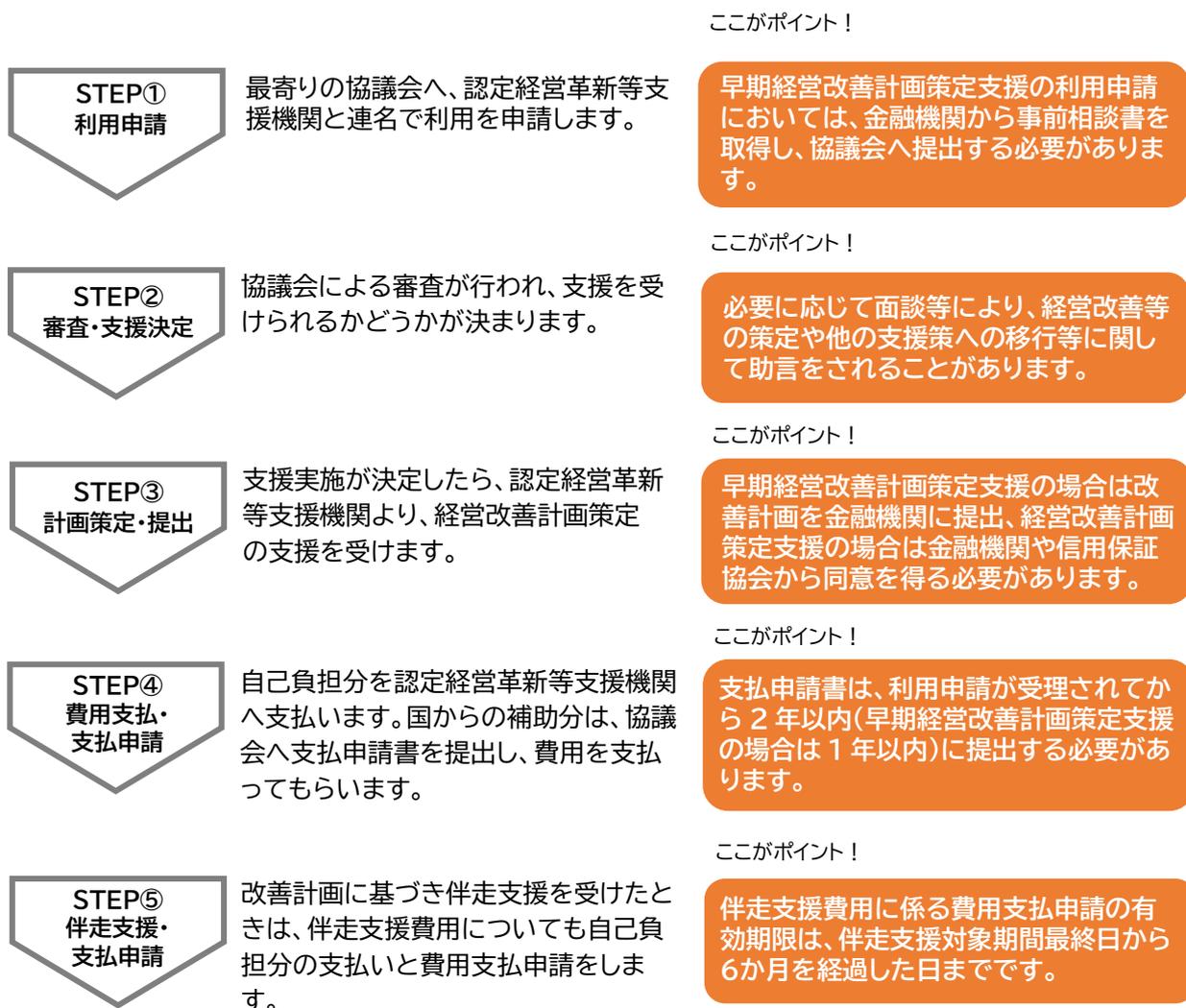
DDを実施するにあたり必要な費用、計画策定支援費用及びその後の伴走支援費用について、その3分の2（上限額700万円）を協議会が支払うことにより支援されます。なお、費用ごとに上限額があります。

- ・DD費用：上限額300万円
- ・計画策定支援費用：上限額300万円
- ・伴走支援費用：上限額100万円

## ■ 5. 申請～支援までのステップとポイント

まずは、相談・検討から始めます。早期経営改善計画策定支援、経営改善計画策定支援の「通常枠」を利用する場合は、身近な専門家や金融機関、最寄りの協議会に「認定経営革新等支援機関」や「早期経営改善計画」について問い合わせてください。経営改善計画策定支援の「中小版 GL 枠」を利用する場合は、ガイドラインに基づく計画策定支援を担う外部専門家等（事業者側専門家のこと。弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）と、ガイドラインの活用等を検討してください。ガイドラインを参照し、主要債権者と相談しつつ、第三者支援専門家を選任してください。その後、認定経営革新等支援機関と事業者が連盟で利用申請を行います。

利用申請から支払申請までのおおよそのステップとポイントは、次のとおりです。



## ■ 6. 最後に

本事業の費用については事業者の自己負担分がありますが、他の補助事業、例えば、地方自治体が実施する専門家派遣事業や、信用保証協会が実施する経営サポート会議事業等を併用することもできます。

### <例>

- ・ 鹿児島県「令和6年度中小企業経営改善計画等策定支援事業」  
<https://www.pref.kagoshima.jp/af02/keieikaizen.html>
- ・ 神戸市「経営改善計画策定促進補助金」  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/keieikaizen.html>
- ・ 東京信用保証協会「経営改善計画策定支援費用補助事業」  
<https://www.cgc-tokyo.or.jp/assistinfo/keieikaizenkeikakusakuteishien.html>
- ・ 宮城県信用保証協会「経営改善計画策定支援事業」  
<https://www.miyagi-shinpo.or.jp/consultation/05/>

併用できれば、さらに自己負担が少なく済みます。本事業を利用の際は、事業所が所在する自治体や信用保証協会のホームページ等で補助事業がないか調べてみることをおすすめします。

### ▼早期経営改善計画策定支援（ポストコロナ持続的発展計画事業）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html>

### ▼経営改善計画策定支援（405事業）通常枠・中小版 GL 枠

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/05.html>

#### <当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2024年10月18日時点の自治体 Web サイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。

サクセスネットの会員様は、株式会社アスコエパートナーズが提供する「補助金ナビ」を無料でご利用いただけます。ご紹介した補助金以外の検索にお役立てください。

➤補助金ナビについて

<https://dl-successnet.kalep.net/services/ju-7btuw9u35>